

今年も

みなさんの活動を応援します!

子ども
食堂

学習支援

交流・
体験活動

令和5年度

南アルプス市 子ども若者 ささえ愛基金

お問合せ下さい

令和5年10月2日まで

南アルプス市子ども若者ささえ愛基金は、未来を担う子どもたちの幸せを願って市に寄せていただいた寄附金をもとに、子どもの居場所づくりに取り組む地域の福祉活動を支援します。子ども食堂や学習支援、様々な交流・体験の場の運営に、ぜひ基金をご活用ください。

活動
期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)
(すでに開始している活動も、補助の要件を満たせば対象となります。)

補助
金額

1日当たりの活動につき
上限額 **5,000** 円
(年間上限 延べ24日分=12万円まで)

対象
団体

市内で対象活動を実施する団体であって、次のいずれにも該当する団体
(1)営利を目的としていないこと
(2)対象活動について他の補助金等を受けていないこと
(3)確実に運営できる人員体制があること
(4)組織及び運営に関する事項を定めた規約等があること
(5)政治・宗教的な活動を伴わないこと
(6)暴力団員等に関係しないこと

交付の
流れ

①申請からおおよそ2週間以内に結果を通知します。
②通知後に請求書を提出いただくと補助金が支払われます。
③事業完了後実績を報告していただき補助金額を確定します。

申請
方法

下記あてにお問合せまたは市ホームページでダウンロードして申請してください。
<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>



申請先 &
お問合せ

ともに生き支えあう地域づくり

南アルプス市 福祉総合相談課 地域福祉担当

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376
TEL 055-282-7250 / FAX 055-282-6095
E-mail fukuso@city.minami-alps.lg.jp

南アルプス市子ども若者ささえ愛基金

支え手と受け手にわかれぬ、子ども若者から高齢者まで誰もが主役の地域づくり！

地域づくりは「場」づくり

居場所がある

行くところがある



思いをわかってくれる

話を聞いてもらえる

場づくりは「つながり」づくり

仕事や暮らし、家族の形が多様化している今、様々な課題を抱える子どもや若者が増えています。未来を担う子どもや若者が「居場所・役割・活躍・安心」を得られる地域の福祉活動を応援します。

Q 対象となる「子ども若者」とは？

A 市内在住の概ね20歳までの方とします。

Q 対象は「子ども若者」に限りますか？

A 子ども若者を含む多世代で交流する活動も対象とします。地域支えあい協議体で行う居場所づくりなども対象となります。

Q 対象は市内在住者に限りませんか？

A 市内の子ども若者の参加が条件ですが、市外の方が一緒に参加する活動も対象となります。

Q 長期休み限定の活動も対象になりますか？

A 対象になります。時期や曜日は問わず、年間で24日までの活動費を補助します。

Q 1回だけのイベントも対象になりますか？

A 対象になりますが、地域の「つながり」づくりを目的としているため、ある程度継続性・連続性のある活動（月1回～など）を期待します。

Q どのような経費が補助の対象になりますか？

A 以下に掲げる経費となります。

（上限額の範囲内で全額を補助）

- ・報償費（謝金・謝礼等）
※補助団体の人件費に相当する経費を除く
- ・旅費（講師等に係る交通費、宿泊費等）
- ・消耗品費（用紙代、材料代等）
- ・食糧費（子ども食堂で提供する食事に係る食材料費及び飲料代）
- ・印刷製本費（チラシ、ポスター等の印刷料）
- ・借上料（会場使用料等）
- ・保険料（活動に係る保険料）
- ・その他（特に必要と認められる経費）

Q 申請書や実績の提出以外に何か必要ですか？

A 補助金交付団体には、市が開催する子ども若者ネットワーク会議への参加をご案内します。また、各種研修会や広報等で活動を紹介させていただくことがあります。



寄附のご案内（個人・企業の皆さまへ）

南アルプス市子ども若者ささえ愛基金は、子どもたちの幸せを願う市民の方からお寄せいただいた多大なご寄附をもとに創設されました。基金の趣旨に賛同いただける個人・企業の皆さまからのご寄附を受け付けております。いただいたご寄附は、子ども若者の居場所づくりを行う地域の福祉活動の支援等に活用します。

- ① 子ども若者ささえ愛活動助成（子ども食堂、学習支援活動、交流・体験活動）への補助
- ② 子ども若者ささえ愛ネットワーク会議（補助金交付団体や関係者の情報共有の場の開催）
- ③ 普及啓発事業（研修会、活動報告会、各種広報・啓発）

基金へのご寄附は、税法上の寄附金控除が受けられます。詳しくは右記までお問合せください。

（市が発行する寄附金領収書を添付して申告を行っていただく必要があります。）

ともに生き支えあう地域づくり

南アルプス市福祉総合相談課 地域福祉担当

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

TEL 055-282-7250/FAX 055-282-6095

E-mail fukuso@city.minami-alps.lg.jp